

韓国知的財産ニュース 2017 年 8 月前期

(No. 348)

発行年月日：2017 年 8 月 16 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、8月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 関税庁、知財権違反事犯、計 37 件 164 億ウォンを摘発
- 2-2 公取、医薬品をめぐる特許権乱用に鋭いメス

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 SM エンターテインメント、SUM 商標、使えない

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 優秀なハングル商標を探しています
- 4-2 デザイン権、特許登録前でも 1 年までは保護

その他一般

- 5-1 特許庁、2017 年上期優秀審査官に授賞
- 5-2 特許庁、医療機関による特許の虚偽表示など 77 件を摘発
- 5-3 特許庁、「知的財産学」単位銀行制 2 学期受講生を募集
- 5-4 IP の礎事業、不良特許につながる恐れがある
- 5-5 創造発明教育専門家、革新と融合時代における人材育成のために集まる

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 関税庁、知財権違反事犯、計 37 件 164 億ウォンを摘発

関税庁(2017.8.2)

韓国関税庁は 6 月 15 日から 7 月 14 日まで 30 日間、知財権違反事犯に対する特別な取締りを行い、中国製偽造オイルフィルターなど計 37 件 (164 億ウォン相当) の知財権侵害物品を摘発した。

今回の特別な取締りは、韓国製ブランドを侵害した物品の摘発に重点を置くとともに 5 月に摘発した UFO キャッチャー店の偽物人形に対しても更なる取締りを行った。

品目別に見ると、韓国企業の商標を偽造した車両部品およびイヤホン 3,783 点、外国商標を盗用した偽造オイルフィルター 1,404 点、UFO キャッチャー店の人形・玩具類計 295,245 点および偽ブランド品 2,166 点などがある。

特に、文化体育観光部と合同で市場を取り締まり、UFO キャッチャー店の中国製偽造人形 22,685 点を摘発しており、オンラインショッピングモールと合同で知財権侵害の恐れがある、販売サイトおよびオープンマーケットに対するモニタリングを実施し、計 48 の販売先を選別し、11 件には販売中止を、3 件には調査着手を、他の 34 件に対しては違法であるかどうかを検討している。

関税庁は今後も知財権侵害物品の根本的な遮断に向け、輸入段階から貨物検査を強化すると同時に市場を持続的に取り締まる見込みだ。特に、平昌冬季五輪のキャラクターの無断盗用などに対してはモニタリングを徹底する予定だ。

2-2 公取、医薬品をめぐる特許権乱用に鋭いメス

電子新聞(2017.8.7)

公正取引委員会 (以下、公取) が製薬会社による特許権乱用に対する監視・制裁を本格化する。

国内外の計 71 の製薬会社から提出された特許関連資料を点検し、違法性について判断する。

それと同時に製薬産業の変化を把握・分析し、不公正行為への監視策を講じる。

7日、韓国政府によると、公取は最近、39の多国籍製薬会社、32の国内製薬会社が提出した、この7年間の特許出願をめぐる状況などが盛り込まれた調査票を受け取った。

公取は調査票については自ら点検し、研究については外部に委託して、製薬会社が法律違反を犯したかどうかを調べる。違法の疑いが明らかになった製薬会社については職権調査を行う方針だ。公取に提出された調査票には2010～2016年に食品医薬品安全処（以下、食薬処）の許可を得て韓国国内で市販された主要専門医薬品に関する特許出願、契約、紛争現状などが盛り込まれている。

公取は外部に委託した研究を通じて違法製薬会社を摘発する一方、「医薬品許可 - 特許連携制度」施行後の製薬産業の変化を分析し、競争制限行為を監視する対策を立てる。2015年に許可 - 特許連携制度が施行されて以降、公取が別途で製薬分野における不公正行為監視策づくりに乗り出すのは初めてだ。

許可 - 特許連携制度は、ジェネリック医薬品を作り販売しようとする製薬会社が品目許可などを食薬処に申請する際、該当の事実をオリジナル医薬品の製薬会社に知らせることを定めたものだ。オリジナル医薬品の製薬会社で問題があると判断すれば、特許訴訟を提起し、食薬処にジェネリック医薬品の販売差し止めを申請することができる。この過程でオリジナル医薬品の製薬会社がジェネリック医薬品の製薬会社に対価を払い、ジェネリック医薬品の発売を止める「リバース・ペイメント」が発生する場合もある。

公取の関係者は「71の製薬会社からの点検票には特許権乱用を判断できる内容、製薬分野における特許権関連実態の全般を把握できるような内容がすべて含まれている」とし「研究目的は製薬会社の法律違反を判断すること、専門家の分析により現行制度の問題点を点検・改善することの2点にある」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 SMエンターテインメント、SUM商標、使えない

電子新聞(2017.8.1)

韓国の裁判所は、韓国の大手芸能事務所、SMエンターテインメントが2015年にお披露目した総合ブランド「SUM(ソム)」がLG生活健康の化粧品ブランド「SU:M(スム)」の商標権を侵害したという判決を言い渡した。

ソウル中央地裁民事合意 61 部は LG 生活健康が SM エンターテインメントの流通を手がける SM ブランドマーケティングを相手取って提訴した商標権侵害訴訟で「SM 側は「SUM」商標を使ってはならない」と、原告勝訴の判決を下したと先月 30 日に明らかにした。

これに先立ち LG 生活健康は SM ブランドマーケティングの「SUM」ブランドが自社の「SU:M」に類似しているため商標権が侵害されたと訴訟を起こした。LG 生活健康は 2007 年 11 月から現在まで「舍 37°」と「su:m37°」を化粧品ブランドとして使ってきている。全国のデパートやショッピングモール、免税店、化粧品専門店で製品を販売しており、2012 年末には日本、去年は中国現地のデパートにも出店した。

SM ブランドマーケティングは 2015 年から「SUM」という商号で所属芸能人の記念品および食品・飲料、化粧品などを販売している。SM の社名に数学の集合記号「U」を入れて作ったブランドである。

SM ブランドマーケティングは LG 生活健康の提訴について「アルファベットのフォントも違う上、発音も「ソム」と「スム」とでは異なる」と反論した。また、主顧客層も「ソム」では 10 代の少女ファン、高級化粧品ブランド「スム」では中年女性だと主張した。

しかし、裁判所は「二つの商標の見た目や呼称が類似しているため、消費者に混乱を招きかねない」として LG 生活健康に軍配を上げた。さらに「SM ブランドマーケティングの標章にコロン（:）がなく、フォントが一部異なるが、アルファベット「S」「U」「M」が順に結合された形であるため、全体的な構成と輪郭が類似している」とし「SUM を「ソム」や「スム」と呼ぶ消費者もいる」と指摘した。

また、裁判所は「SM ブランドマーケティングの店舗の主顧客層は 10 代の少女ファン以外にも韓流ブームが追い風となって韓国を訪れる外国人観光客もいる」とし「LG 生活健康が日本と中国でも製品を販売するため顧客層が重なる可能性がある」とも指摘した。

SM ブランドマーケティングは 1 審判決に不服として控訴し「控訴審の判決が出るまでは商標を使えるようにしてほしい」と強制執行停止を申し立てた。執行停止について審理した民事 62 部は SM ブランドマーケティングが 4 億 5,000 万ウォンを供託する条件付きで強制執行停止の一部を認めた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 優秀なハンゲル商標を探しています

韓国特許庁(2017.8.1)

韓国特許庁は1日、ハングル商標の使用を奨励するために優秀なハングル商標を選び、授賞すると発表した。

この行事は特許庁が主催し、文化体育観光部および国立国語院が後援する。8月3日(木曜)から8月14日(月曜)までに特許庁のホームページで本人が登録した商標を応募するか、あるいは他人が登録した商標を薦めれば良い。

昨年に続き今年2回目を迎えるこの行事は、外国語商標または国籍不明のネット用語などが社会全般に溢れる中で、親近感が湧くと同時に呼びやすく洗練されたハングル商標の使用拡大のために開催される。

応募および推薦は2014年1月1日以降、設定登録したハングル商標を対象にする。他人の商標を模倣した商標、商標ブローカーが所有する商標、審判・訴訟など、現在紛争中の商標などは授賞対象から除かれる。

国立国語院で国語専門家が6つの評価基準(規範性および固有語性など)によりランク付けをし、インターネット投票の順位と合わせてきれいな商標(文体部長官賞:1件)、美しい商標(特許庁長賞:1件)、親近感ある商標(国立国語院長賞:5件)を選定して授賞する。

特許庁商標デザイン審査局の局長は「韓国の感情がこもっているハングル商標は親近感があり、長らく人々の記憶に残るため外国語商標より需要者の関心を引く力が強い」とし「呼びやすく斬新なハングル商標を持続的に発掘して使うことで商品の知名度や価値を上げることができるだろう」と述べた。

4-2 デザイン権、特許登録前でも1年までは保護

電子新聞(2017.8.9)

特許登録を控えるデザイン創作物の模倣防止期間が1年に延長された。

9日、韓国デザイン振興院は来月22日から「デザイン創作証明」を受けた創作物の公知期間が従来の6カ月から1年に延びると発表した。今年5月のデザイン保護法の改正により、権利化されていないデザインでも1年間、模倣から法的対応力を確保できるようになった。

「デザイン創作証明」は特許庁に登録されていない創作物であっても模倣されることを防ぐために作られた制度である。この事業は韓国デザイン振興院が手掛けている。

韓国デザイン振興院はデザイン保護法により、デザイン公知専門機関に選ばれ、2013年から該当事業を展開している。

韓国デザイン振興院に図面、申請書を提出すれば、1～3日以内に証明を受けることができる。費用は2万ウォン前後となり、大学生および青少年の場合は無料となる。

ただ、デザイン創作証明は創作物に独占排他的権利を与えないため、法的効力を持つには特許庁に登録および出願する必要がある。

デザイン創作証明の公知期間延長により、特許庁への出願を目指す人には時間的余裕ができた。

特許庁のデザイン出願・登録手続きには通常6か月以上かかる。審査が長引き、デザイン創作証明の保護期間（6か月）が切れれば、模倣のリスクにさらされる恐れがある。そのため、これまで中小デザイン会社や個人デザイナーはデザイン創作証明に積極的ではなかった。

製品デザインは特許より模倣されやすいため紛争が頻繁に起こる。また、損害賠償額が5,000万ウォン以下と少額であることも影響する。

実際、韓国デザイン振興院が韓国国内のデザイン会社300社を対象にアンケート調査を行った結果、デザインなど知的財産権による被害を受けたことがあると答えた企業は35%に達した。被害額は計約1,200億ウォンで、個別会社当たりでは約2,400万ウォンと推計される。

韓国デザイン振興院の関係者は「韓国国内の多くのデザイナーとデザイン会社は「弱者」の立場であるため、デザイン権利の主張も保護も難しいのが現状だ」として「デザイン創作証明の公知期間延長が創作者の権利確保につながる呼び水になるだろう」と述べた。

その他一般

5-1 特許庁、2017年上期優秀審査官に授賞

韓国特許庁(2017.8.2)

韓国特許庁は8月3日午前10時30分、政府大田庁舎の大会議室で高品質審査を通じて審査品質の向上に貢献した優秀な審査官を選び、授賞する。

最優秀審査官には商標デザイン局、特許審査企画局、特許審査1局、特許審査2局、特許審査3局から1人ずつ選ばれた。

内訳を詳しく見ると、審査分野では優秀審査官40人(最優秀審査官を含める)、優秀審査パーツ長15人、スキルアップ優秀審査官8人、10の優秀審査課を選んだ。審判分野では優秀審判官5人、優秀訴訟遂行官1人、2の優秀審判部を決め、審査・審判官69人と審査・審判部署12が受賞することになった。

2017年上期に処理した個別審査に対する審査評価結果、各種審査品質指標および品質向上への寄与度を反映し、コンテストを通じて受賞者を選んだ。

特許庁長は「第4次産業革命時代を迎える中で経済的な価値が高い上、簡単に無効化できない強い知的財産権を創出するために審査官の役割がさらに重要になった」とし「今後も特許庁の本来業務である迅速かつ正確な、質の高い審査サービスを提供するためにもっと取り組んでほしい」と訴えた。

5-2 特許庁、医療機関による特許の虚偽表示など77件を摘発

韓国特許庁(2017.8.3)

韓国特許庁は今年の2月から5月まで知的財産権虚偽表示申告センターを通じて診療分野が美容整形外科である891の医療機関を対象に知的財産権の表示現状を調べた結果、知財権の虚偽表示32件、不明確な知財権表示45件が発覚したことを明らかにした。

これは、特許を取得していないにもかかわらず、特許を取った製品や施術だと虚偽広告を行うことで、消費者に混乱を招く不当な知財権表示行為が横行し、企画調査を行った結果である。

発覚した32件の知財権の虚偽表示は、登録が拒絶された番号を表記した場合(4件)、出願中の知財権を登録と表示した場合(4件)、商標、サービス標を特許登録と表示した場合(6件)、消滅した知財権番号を表示した場合(18件)がある。

知財権を不明確に表示して混乱を招きかねない行為は 45 件と、根拠なく特許庁の許可・承認を受けた製品として公告する場合、特許登録番号を表示しない場合、特許番号が識別できないように特許証のイメージを掲載した場合などがある。

特許庁は調査結果により、不当な知財権表示を行い発覚した医療機関に対し、是正措置を取る予定である。また、一定期間以内に是正しない病院に対しては、関連規定（*）により刑事告発などの措置を取るつもりだ。

*特許法第 228 条、商標法第 233 条など

なお、今後も知財権の虚偽表示行為が起きないように大韓整形外科医師会などと協力し、知財権表示ガイドラインとリーフレットを配布し、正しい知財権表示教育などを実施する見通しだ。

5-3 特許庁、「知的財産学」単位銀行制 2 学期受講生を募集

韓国特許庁(2017.8.7)

韓国特許庁は 8 月 7 日（月曜）から 25 日（金曜）までの 3 週間、2017 年 2 学期の「知的財産学」単位銀行制度（*）のオンライン課程の受講生を募集する。

*単位銀行制度は「単位認定などに関する法律（法律第 13229 号）」により、教育部が認めた教育機関で単位を取得し、一定基準を満たした受講生に学士号を授与する制度

特許庁国際知識財産研修院が無料で運営する「知的財産学」の専攻課程は 2015 年から始まり、2017 年 1 学期には 7 つの科目で一般人 1,327 人と大学生 1,506 人など計 2,833 人が単位を取得した。

1 学期には知的財産概論、技術経営論、デザイン保護法、法学概論、自然科学概論、特許法、インターネットと知的財産権法の 7 つの科目が開設された。2 学期にも新設される著作権法を含め、知的財産概論、特許法、商標法、研究開発と知的財産、知的財産権と管理論、インターネットと知的財産権法、計 7 つの科目が開設される見通しだ。

知的財産学単位銀行制度は、高校卒業者又はこれと同等の学歴を持つ一般人であれば、誰でも参加できる。単位銀行制度に参加するのは従来、特許庁と単位交流を結んだ忠南大学、全北大学など 6 つの大学と、今年の 2 学期から参加する慶一大学、済州大学、漢拏大学を合わせ、計 9 つの大学となる。

知的財産学単位銀行制度の2学期の受講申請は、特許庁国際知識財産研修院の単位銀行制度ホームページ (<http://cb.ipacademy.net>) でできる。課程は9月1日から12月14日まで15週間行われる予定だ。

特許庁国際知識財産研修院の院長は「第4次産業革命時代における知的財産分野の専門人材養成に向け、教育コンテンツと教育課程開発を持続的に拡大および強化したい」と述べた。

*お問い合わせ：特許庁国際知識財産研修院教育企画課の事務官（042-601-4311）、韓国発明振興会生涯教育センターの係長（02-3459-2765）

5-4 IPの礎事業、不良特許につながる恐れがある

電子新聞(2017.8.8)

個人のアイデアを特許につなげ、起業も支援するという「IPのディディムドル（礎）事業」が暗礁に乗り上げた。市場価格の半額にも満たない特許出願（申請）費用と地域割り当てが足かせとなっている。「出願費用が低く不良特許になる可能性が高い上、地域に割り当てられた量により、不要の特許になりかねない」という指摘がある。

IPの礎事業がつまずいている。IPの礎事業とは特許庁が主催し、韓国発明振興会が主管する、アイデアを権利につなげる事業だ。技術力と事業性のある個人のアイデアを特許とし、技術によるスタートアップを支援することが狙いである。16の地域知的財産センターのIP専門委員がアイデアを発掘すれば18の特許事務所が特許を出願する仕組みだ。今年の発明振興会の目標件数は680件である。

業界が指摘するIPの礎事業における最大の問題は安い出願料（特許庁手数料と代理人手数料を含めて150万ウォン）だ。消費税抜きだと136万ウォン程度であり、これは市場価格を大幅に下回る。A弁護士は「先行技術調査、特許明細書作成、特許庁への審査対応を考えれば、あまりにも安い」とし「これではろくな特許になるのか心配だ」と述べた。特許の質は弁理士が時間をかけるほど向上し、時間は費用に比例するとみるためだ。

ある地域知的財産センターのB専門委員は「成功報酬を加えた出願料は現在300万～500万ウォン台で推移している」とし「150万ウォンで出願した特許は品質を保証することが難しい」と語った。他の地域センターのC専門委員は「150万ウォンでは弁理士において権利範囲を拡大するために特許庁と執拗にやり取りするような動機づけにはならな

い」とし「権利範囲を狭めて特許として登録できればそれで十分だ」と批判した。

事業の主管機関である発明振興会も安価であることを認めた。発明振興会地域知的財産室の室長は「出願料が安いということは特許庁も知っているが、政府事業が成功報酬まで支援することは容易ではない」とし「事業施行1年目である今年は国費だけで支援するが、来年から自治体の予算がIPの礎事業に割り当てられるようになると、状況は改善されるだろう」と釈明した。続いて「適正な出願料は150万ウォンの倍だと思ふ」と付け加えた。

ただ、品質を検査する装置はあるという立場だ。発明振興会の専門委員（弁理士）は「発明振興会と地域知財センターに所属する8人の弁理士が特許明細書の品質を検査する」と述べた。発明振興会が3月に出したIPの礎事業運営ガイドにもIP専門人材の裁量で個人、特許事務所などとコミュニケーションを取り、質の高い明細書を導き出すという内容がある。しかし、C専門委員が指摘したように「強制的に営業した感じでやっと生まれた」特許が実際、事業に役立つかは未知数である。

地域センター別の割り当ても問題である。16の地域センターが設定した今年の遂行目標は発明振興会の目標件数（680件）より多い753件となっている。センター別の平均件数は47.1件である。事業協力機関として特許事務所を選んだ4～5月からアイデア選定を終了すべき11月初めまでの期間を考えれば、無理な目標とは言えないが、優秀な発明がない地域にとっては依然として負担となるだろう。

B専門委員は「一部の地域では技術力がそれほど多くないため、特許より商標のニーズが多い」とし「地域センターで無理して目標を達成しようとするため、単なる実績のための事業もある」と述べた。続いて「スタートアップ支援という事業の趣旨を生かし、来年は特許以外にも商標・デザインも支援できるように担当者の権限を拡大していきたい」と付け加えた。

発明振興会地域知的財産室の室長は「現在、IPの礎事業は始まったばかりであるため、結論を出すには時期尚早だ」とし「29～30日に釜山で開かれるワークショップで実務者が抱えている点について議論する予定だ」と述べた。

5-5 創造発明教育専門家、革新と融合時代における人材育成のために集まる

韓国特許庁(2017.8.9)

韓国特許庁と韓国発明振興会は創造発明教育分野のトップ専門家集団である韓国科学教

育学会、韓国創意力教育学会など 8 の関連学会（*）と共同で「創造発明教育連合学術祭」を 8 月 10 日（木曜）午前 9 時からソウル大学で開催する。

*8 の関連学会：韓国科学教育学会、韓国創意力教育学会、韓国英才学会、韓国英才教育学会、韓国技術教育学会、韓国実科教育学会、韓国相談学会、韓国職業教育学会

今年で 6 回目を迎えるこの行事は「革新と融合の時代はどんな人材を求めるのか」と題し発明トークコンサート、学術セミナー、進路教育の 3 つのセッションからなる。

第 1 部では「人間中心の第 4 次産業革命」と題し延世大学情報大学院の教授が基調講演を行い、ワイズメンターの代表が特別講演を行う。続いて講演者と青年発明 CEO 大学生などがパネルとして参加し、発明分野に進路を決める上で考えるべき点とこれまで知りたかった点について話し合う発明・進路トークコンサートを開く。

第 2 部では韓国科学教育学会、韓国創意力教育学会など 8 の関連学会がそれぞれ創造発明教育をテーマに学術セミナーを進める。

尚、大学生メンターがソウル市教育庁の発明英才中高生、約 120 人を対象に未来技術である AR/VR、IoT について紹介し、体験できる進路教育プログラムなどを実施する。

*AR (Augmented Reality、拡張現実)：実世界に 3 次元の仮想物体を重ねて見せる技術を活かし、現実と仮想環境を融合する複合型仮想現実

*VR (Virtual Reality、仮想現実)：コンピューターなどを使い人工的な技術で作出した、実際と類似しているが実際ではない、ある特定の環境や状況あるいはその技術自体を意味する

*IoT (Internet of Objects、モノのインターネット)：超連結社会 (hyper connected society) において基盤となる技術・サービス、次世代インターネットで、モノ間のインターネットあるいは個体間のインターネットと定義する。固有識別が可能なモノが作り出した情報をインターネットを通じて共有する環境

特に、このプログラムには「知的財産基盤の次世代英才起業家（*）」課程を修了して大学生・青年起業家に成長した先輩らがチームごとのメンターとして参加する。

*知的財産基盤の次世代英才起業家：特許庁が未来における技術知識・知的財産素養・起業家精神などの力を持つ人材育成に向けて中高生を対象に KAIST, POSTECH 英才教育院と共同で運営（2009 年に始め、現在 8 期課程を運営中）

特許庁産業財産政策局の局長は「第4次産業革命時代を迎える中、想像力と発想力を基にした創造発明教育の重要性が増している」とし「この行事を通して発明教育関係者、中高生、保護者などが発明と知的財産の素養を培い、さまざまな職業群と進路モデルについて共有し体験できるような契機になること期待している」と述べた。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知財チーム